



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日 本 ピ ラ ー 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 波 清 久
(コード番号 6490 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 宿 南 克 彦
(TEL. 06-7166-8281)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 69 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行すること及び監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 69 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ②上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 23 日 (予定)

【別紙】変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 18 条 [条文省略]</p>	<p>第 18 条 [現行どおり]</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p>	<p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7 名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下監査等委員という。)</u> は、3 名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第 20 条 取締役は、株主総会 <u>において</u> 選任する。</p>	<p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u> 選任する。</p>
<p style="text-align: center;">2 [条文省略]</p>	<p style="text-align: center;">2 [現行どおり]</p>
<p style="text-align: center;">3 [条文省略]</p>	<p style="text-align: center;">3 [現行どおり]</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第 21 条 [条文省略]</p>	<p>第 21 条 [現行どおり]</p>
<p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">2 <u>前項の規定にかかわらず監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">[新 設]</p>	<p style="text-align: center;">3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 22 条 [条文省略]</p>	<p>第 22 条 [現行どおり]</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u> 定める。</p>
<p>第 24 条 [条文省略]</p>	<p>第 24 条 [現行どおり]</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p style="text-align: center;">2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 27 条 [条文省略]</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 28 条 [現行どおり]</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第 29 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>[削 除]</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 36 条～第 38 条 [条文省略]</p>	<p>第 31 条～第 33 条 [現行どおり]</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 34 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 40 条～第 42 条 [条文省略]</p>	<p>第 35 条～第 37 条 [現行どおり]</p>
<p>[新 設]</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第 69 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第 69 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>